

改正

平成一二年一二月規則第九九号

平成一七年 七月規則第八八号

平成一八年 三月規則第五七号

平成二四年 三月三〇日規則第二三号

平成三〇年 三月二八日規則第一四号

平成三〇年 七月一〇日規則第五三号

江戸川区介護保険条例施行規則

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 保険給付（第二条一第十七条）

第三章 被保険者（第十八条）

第四章 保険料（第十九条一第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条・第二十五条）

付則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）及び江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三〇年規則一四号〕

第二章 保険給付

（特例居宅介護サービス費の額）

第二条 法第四十二条第一項に規定する特例居宅介護サービス費の額は、同条第三項に規定する法第四十一条第四項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費

用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に居宅サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額とする。

2 江戸川区長(以下「区長」という。)は、特例居宅介護サービス費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一二年規則九九号・一七年八八号・一八年五七号・二四年二三号・三〇年一四号〕

(特例地域密着型介護サービス費の額)

第三条 法第四十二条の三第一項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額は、同条第二項に規定する法第四十二条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額とする。

2 区長は、特例地域密着型介護サービス費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

追加〔平成一八年規則五七号〕、一部改正〔平成三〇年規則一四号〕

(特例居宅介護サービス計画費の額)

第四条 法第四十七条第一項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第三項に規定する法第四十六条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に居宅介護支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。)とする。

2 区長は、特例居宅介護サービス計画費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一二年規則九九号・一八年五七号・三〇年一四号〕

(特例施設介護サービス費の額)

第五条 法第四十九条第一項に規定する特例施設介護サービス費の額は、同条第二項に規定する法第四十八条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設サービスに要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に施設サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

2 区長は、特例施設介護サービス費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一二年規則九九号・一八年五七号・三〇年一四号〕

(一定以上の所得を有する要介護被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額)

第五条の二 法第四十九条の二第一項の規定により読み替えられた同項各号に定める規定を適用する場合における第二条第一項、第三条第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 法第四十九条の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める規定を適用する場合における第二条第一項、第三条第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

追加〔平成三〇年規則一四号〕、一部改正〔平成三〇年規則五三号〕

(特例特定入所者介護サービス費の額)

第六条 法第五十一条の四第一項に規定する特例特定入所者介護サービス費の額は、同条第二項に規定する当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

2 区長は、特例特定入所者介護サービス費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、

支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

追加〔平成一八年規則五七号〕、一部改正〔平成二四年規則二三号・三〇年一四号〕

(居宅介護福祉用具購入費の支給)

第七条 区長は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）

第七十一条の規定による居宅介護福祉用具購入費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

(居宅介護住宅改修費の支給)

第八条 区長は、施行規則第七十五条の規定による居宅介護住宅改修費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

(特例介護予防サービス費の額)

第九条 法第五十四条第一項に規定する特例介護予防サービス費の額は、同条第三項に規定する法第五十三条第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護並びにこれらに相当するサービスに要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

2 区長は、特例介護予防サービス費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一二年規則九九号・一八年五七号・二四年二三号・三〇年一四号〕

(特例地域密着型介護予防サービス費の額)

第十条 法第五十四条の三第一項に規定する特例地域密着型介護予防サービス費の額は、同条第二項に規定する法第五十四条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

2 区長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

追加〔平成一八年規則五七号〕、一部改正〔平成三〇年規則一四号〕

(一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額)

第十条の二 法第五十九条の二第一項の規定により読み替えられた同項各号に定める規定を適用する場合における第九条第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2 法第五十九条の二第二項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める規定を適用する場合における第九条第一項及び前条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、「百分の七十」とする。

追加〔平成三〇年規則一四号〕、一部改正〔平成三〇年規則五三号〕

(介護予防福祉用具購入費の支給)

第十一条 区長は、施行規則第九十条の規定による介護予防福祉用具購入費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

(介護予防住宅改修費の支給)

第十二条 施行規則第九十四条の規定による介護予防住宅改修費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決

定通知書により支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

(特例介護予防サービス計画費の額)

第十三条 法第五十九条第一項に規定する特例介護予防サービス計画費の額は、同条第三項に規定する法第五十八条第二項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防支援又はこれに相当するサービスに要した費用の額とする。）とする。

2 区長は、特例介護予防サービス計画費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一二年規則九九号・一八年五七号・三〇年一四号〕

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第十四条 法第六十一条の四第一項に規定する特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第二項に規定する当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該滞在に要した費用について滞在費の基準費用額から滞在費の負担限度額を控除した額の合計額とする。

2 区長は、特例特定入所者介護予防サービス費の支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

追加〔平成一八年規則五七号〕、一部改正〔平成二四年規則二三号・三〇年一四号〕

(居宅介護サービス費等の額の特例等)

第十五条 法第五十条第一項の規定により読み替えられた法第四十九条の二第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合の江戸川区（以下「区」という。）が定める割合は、百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において区長が別に定める。

2 法第五十条第二項の規定により読み替えられた法第四十九条の二第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合の区が定める割合は、百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において区長が別に定める。

- 3 法第五十条第三項の規定により読み替えられた法第四十九条の二第一項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合の区が定める割合は、百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において区長が別に定める。
- 4 前三項に定める割合の適用を受けようとする被保険者は、利用者負担額減免申請書を区長に提出する。
- 5 区長は、前項に規定する利用者負担額減免申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、利用者負担額を減免する必要があると認められたときは、速やかに利用者負担額減免認定証を交付し、又は承認しないときは申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。
- 6 利用者負担額の減免の認定を受けたものが、介護給付を受けようとするときは、前項に規定する利用者負担額減免認定証を被保険者証に添えて、指定居宅介護支援事業者等に提示しなければならない。

一部改正〔平成一八年規則五七号・三〇年一四号・五三号〕

(介護予防サービス費等の額の特例)

- 第十五条の二** 法第六十条第一項の規定により読み替えられた法第五十九条の二第一項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合の区が定める割合は、百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において区長が別に定める。
- 2 法第六十条第二項の規定により読み替えられた法第五十九条の二第一項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合の区が定める割合は、百分の八十を超え百分の百以下の範囲内において区長が別に定める。
 - 3 法第六十条第三項の規定により読み替えられた法第五十九条の二第一項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合の区が定める割合は、百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において区長が別に定める。
 - 4 前三項に定める割合の適用を受けようとする被保険者は、利用者負担額減免申請書を区長に提出する。
 - 5 区長は、前項に規定する利用者負担額減免申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、利用者負担額を減免する必要があると認められたときは、速やかに利用者負担額減免認定証を交付し、又は承認しないときは申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。
 - 6 利用者負担額の減免の認定を受けたものが、予防給付を受けようとするときは、前項に規定する利用者負担額減免認定証を被保険者証に添えて、指定介護予防支援事業者等に提示しなければならない。

追加〔平成三〇年規則一四号〕、一部改正〔平成三〇年規則五三号〕

(利用者負担額減免に関する特例)

第十六条 区長は、第十五条第五項及び前条第五項に規定する利用者負担額減免認定証を指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者等に提出できなかったため、減額しない利用者負担額を支払った被保険者について、その提出できないことがやむを得ないものと認められる場合に、当該居宅介護サービス費、介護予防サービス費等に係る利用者負担額について支払った額から利用者負担額の減額があったならば支払うべき利用者負担額を控除した額に相当する額を居宅介護サービス費、介護予防サービス費等として支給することができる。

一部改正〔平成一八年規則五七号・三〇年一四号・五三号〕

(支払方法変更の記載を受けている被保険者)

第十七条 法第六十六条第一項又は第二項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者が、法第四十一条第一項の居宅介護サービス費、法第四十二条の二第一項の地域密着型介護サービス費、法第四十六条第一項の居宅介護サービス計画費、法第四十八条第一項の施設介護サービス費、法第五十一条の三第一項の特定入所者介護サービス費、法第五十三条第一項の介護予防サービス費又は法第五十八条第一項の介護予防サービス計画費の支給を受けようとするときは、居宅介護サービス費等支給申請書を提出する。

2 区長は、前項に規定する居宅介護サービス費等支給申請書の提出を受け、当該申請を審査した結果、支給対象者に該当すること及び支給額があることを確認したときは支給決定通知書により、支給対象者に該当しないこと又は支給額がないことを確認したときは支給申請却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一八年規則五七号・二四年二三号〕

第三章 被保険者

(介護保険資格者証)

第十八条 区は、要介護又は要支援認定申請書、要介護又は要支援更新認定申請書、区分変更申請書又はサービスの種類指定変更申請書を受理した場合は、当該被保険者に介護保険資格者証を交付する。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

第四章 保険料

(保険料の徴収猶予)

第十九条 条例第十二条の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、保険料徴収猶予申

請書を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する保険料徴収猶予申請書を受け、当該申請を審査した結果、可否を決定したときは、保険料徴収猶予決定通知書により通知する。
- 3 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けている被保険者について、条例に規定する徴収猶予の理由が消滅したと認められるときは、区長は、前項の決定を取り消すものとし、保険料徴収猶予取消通知書により通知する。

一部改正〔平成一八年規則五七号・三〇年一四号〕

(保険料の徴収猶予の取消し)

第二十条 保険料の徴収猶予を受けた者が、保険料の納付を不当に免れようとする行為があったと認められるときは、区長は、その措置の全部又は一部を取り消し、徴収を猶予した保険料を当該保険料納付義務者から一時に徴収することができる。

- 2 区長は、前項の取消しを決定したときは、直ちにその旨を当該保険料の納付義務者に通知する。

一部改正〔平成一八年規則五七号・三〇年一四号〕

(保険料の減免)

第二十一条 条例第十三条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、保険料減免申請書を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する保険料減免申請書を受け、当該申請を審査した結果、可否を決定したときは、保険料減免決定通知書により通知する。
- 3 前項の規定により保険料の減免を受けている被保険者について、条例に規定する減免の理由が消滅したと認められるときは、区長は、前項の決定を取り消すものとし、保険料減免取消通知書により通知する。

一部改正〔平成一八年規則五七号・三〇年一四号〕

(保険料の減免の取消し)

第二十二条 偽りの申請その他不正の行為により、保険料の減免を受けたことが明らかになったときは、区長は、直ちにその措置を取り消し、保険料の減免により徴収を免れた保険料を当該保険料の納付義務者から徴収するものとする。

- 2 区長は、前項の取消しを決定したときは、直ちにその旨を当該保険料の納付義務者に通知する。

一部改正〔平成一八年規則五七号・三〇年一四号〕

(還付)

第二十三条 区長は、法第三百三十九条第二項の規定により保険料の還付を行う場合には、保険料還

付通知書により通知する。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

第五章 雑則

(様式)

第二十四条 この規則の施行について必要な様式は、法令に定めるもののほか、別に区長が定める。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

(委任)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に区長が定める。

一部改正〔平成一八年規則五七号〕

付 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一七年七月一五日規則第八八号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成一八年三月三十一日規則第五七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成二四年三月三〇日規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び第九条第一項の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則 (平成三〇年三月二八日規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成三〇年七月一〇日規則第五三号)

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。